第九十六条第二項中「交通安全課、交通計画運用課」を「交通航行安全課、交通安全対策課」に改める。

第九十七条中「交通安全課　交通計画運用課」を「交通航行安全課　交通安全対策課」に改める。

第百十二条中「第六号」を「第四号」に改め、「（交通安全課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第百十二条の二（見出しを含む。）中「交通安全課」を「交通航行安全課」に改める。

第百十三条の見出し中「交通計画運用課」を「交通安全対策課」に、同条中「交通計画運用課」を「交通安全対策課」に、「第九十一条の四」を「第九十一条の三」に改め、「（交通安全課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第百十四条中「（交通安全課及び交通計画運用課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十二号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第十二条中「防災・メンテナンス基盤研究センター」を「社会資本マネジメント研究センター」に改める。

第四十九条の二中「道路構造物に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の三号を加える。

一　道路の構造物に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

二　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する業務で道路に関すること。

三　地震防災情報のシステム化、地震防災計画及び設計入力地震動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びに地震防災情報に関する処理システムの管理運営に関する業務で道路に関すること。

第四十九条の四中「三室」を「四室」に、「道路基盤研究室」を「道路基盤研究室　道路地震防災研究室」に改める。

第四十九条の七の次に次の一条を加える。

（道路地震防災研究室の所掌事務）

第四十九条の八　道路地震防災研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する業務で道路に関すること（橋梁研究室及び構造・基礎研究室の所掌に属するものを除く。）。

二　地震防災情報のシステム化、地震防災計画及び設計入力地震動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びに地震防災情報に関する処理システムの管理運営に関する業務で道路に関すること。

第八十七条中「防災・メンテナンス基盤研究センター」を「社会資本マネジメント研究センター」に改める。

第八十八条（見出しを含む。）中「防災・メンテナンス基盤研究センター」を「社会資本マネジメント研究センター」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　社会資本の整備のマネジメント及び政策評価に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

第八十七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、同条第九号中「こと」の下に「（道路構造物研究部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第六号とする。

第八十九条（見出しを含む。）中「防災・メンテナンス基盤研究センター」を「社会資本マネジメント研究センター」に、「一課及び五室」を「六室」に、「建設システム課」を「社会資本マネジメント研究室」に、「建設経済研究室」を「社会資本システム研究室」に、「建設マネジメント技術研究室」を「社会資本施工高度化研究室」に、「緑化生態研究室」を「社会資本情報基盤研究室」に、「メンテナンス情報基盤研究室」を「建設経済研究室」に、「国土防災研究室」を「緑化生態研究室」に改める。

第九十条を次のように改める。

（社会資本マネジメント研究室の所掌事務）

第九十条　社会資本マネジメント研究室は、社会資本の整備のマネジメント及び政策評価に係る技術に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（社会資本システム研究室、社会資本施工高度化研究室、社会資本情報基盤研究室及び建設マネジメント研究官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第九十四条及び第九十五条を削り、第九十三条を第九十五条とし、第九十二条を削り、第九十一条を第九十四条とし、第九十条の次に次の三条を加える。

（社会資本システム研究室の所掌事務）

第九十一条　社会資本システム研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会資本の整備に必要な情報の収集及び利用に関するシステムに係る調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（社会資本施工高度化研究室の所掌に属するものを除く。）。

二　情報システムの整備及び管理に関すること。

（社会資本施工高度化研究室の所掌事務）

第九十二条　社会資本施工高度化研究室は、社会資本の整備に必要な情報の収集及び利用に関するシステムに係る調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務のうち建設機械施工その他の工事の施工の高度化に関することをつかさどる。

（社会資本情報基盤研究室の所掌事務）

第九十三条　社会資本情報基盤研究室は、社会資本の整備における情報通信技術及びその利用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる（情報研究官の所掌に属するものを除く。）。

第九十七条を次のように改める。

（国土防災研究官の職務）

第九十七条　国土防災研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

二　地震防災情報のシステム化、地震防災計画及び設計入力地震動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びに地震防災情報に関する処理システムの管理運営に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（道路構造物研究部の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一